

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行期日を定める政令案 参照条文

○二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年五月二十四日法律第三十八号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第一章、第四章、第三百三十条、第三百三十二条第三項、第五項及び第六項、第三百三十三条（第七十七条第一項、第九十九条第一項及び第一百条に係る部分に限る。）、第三百三十七条第一項、第三百三十八条並びに第三百三十九条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）並びに附則第五条、第六条及び第九条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 （略）